

簡易公募型プロポーザルの手続き開始公告

東松島市移住・定住モニターツアー委託業務について、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続きを実施する。

令和8年6月16日

東松島市長 渥美 巖



1 プロポーザルの概要

(1) 業務名

令和8年度東松島市移住・定住モニターツアー委託業務

(2) 業務の目的

本市は、震災や少子高齢化の影響により2019年5月には人口4万人を切り、人口減少対策が急務となっています。このような状況の中、本市の「仙台・石巻にアクセス可能な交通の利便性」、「海も山も楽しめる自然豊かな住環境」といった利点のもと、「知ってもらい、来てもらい、体験してもらい」といった交流人口等の拡大を推進し、「試しに住んでもらい」お試し移住などを経て移住定住につなげるため、観光や体験を入口とした「東松島市移住・定住モニターツアー（以下「ツアー」という。）」を実施するものです。

(3) 業務内容

「令和8年度東松島市移住・定住モニターツアー委託業務特記仕様書」による

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日

(5) 提案額の上限

6,761,740円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、本プロポーザルにおける企画内容、提案規模の上限を示すものであり、提案価格はこの額を超えてはならないものとする。

2 参加資格要件

プロポーザルに参加を希望できる者、又は、提案者になろうとする者は、次に掲げた事項を満たす者でなければならない。

(1) プロポーザル方式により契約しようとする業務において東松島市一般競争（指名競争）入札参加資格を有している事業者であること。

(2) 東松島市建設工事有資格業者に対する指名停止等の措置要領（平成17年東松島市訓令甲第176号。以下「建設工事指名停止要領」という。）及び東松島市物品調達等に係る有資格業者に対する指名停止等の措置要領（平成17年東松島市訓令甲第177号。以下「物品調達等指名停止要領」という。）による指名停止を受けていないこと。

(3) 参加表明書等の提出時及び企画提案書提出時において、地方自治法施行令（昭和22年政

令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(4)(1)における入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(5) 次の法律の規定により申立て等がなされていないこと。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けた場合を除く。

ア 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立て

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立て又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件に係る同法施行による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立て

ウ 破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)第132条又は第133条の規定による破産申立て

エ 清算中の株式会社である事業者について、会社法(平成17年法律第86号)第411条に基づく特別清算の申立て

(6) 公告を行う日から入札執行日までの期間において、(2)の規定並びに国、都道府県における建設工事指名停止要領及び物品調達等指名停止要領と同様の規定による入札参加資格制限を受けていないこと。

(7) 東松島市契約に関する暴力団等排除措置要綱(平成20年東松島市訓令甲第50号)の別表1に該当していないこと。

3 参加申込み

本企画提案に参加する者は、「令和8年度東松島市移住・定住モニターツアー委託業務に係る簡易公募型プロポーザル実施要領」に基づき、参加申込書等の提出を提出期限までに提出すること。」